

報酬基準(一般)

本報酬基準に記載された金額は、消費税抜きの本体価格です。

1 法律相談

相談料

45分ごとに5,000円。但し、多重債務・交通事故・相続の初回相談は無料。

顧問先及び顧問先の役員・従業員は無料です。

顧問先からの紹介者は、1回に限り無料とします。

2 顧問契約

事業者の場合 月額30,000円以上

一般人の場合 年額60,000円以上

3 日当

仙台市外での裁判、打合せ、接見、執行立会、現地調査の場合、一人1回当り次の日当が発生します(旅費を含む)。

1万円	警察署:岩沼・塩釜・大和 自治体:岩沼市・塩竈市・多賀城市・名取市・黒川郡・宮城郡
1万5000円	裁判所:大河原・石巻・古川 警察署:亶理・角田・大河原・白石・加美・遠田・河北・古川 自治体:石巻市・東松島市・白石市・角田市・旧古川市・柴田郡・加美郡・遠田郡・亶理郡

2万円	裁判所:登米・築館 警察署:若柳・佐沼・登米・築館 自治体:登米市・栗原市・大崎市(旧古川市を除く)・東松島市・刈田郡・伊具郡・牡鹿郡
3万円	裁判所:気仙沼 警察署:鳴子・気仙沼・南三陸 自治体:気仙沼市・南三陸町・山形県・福島県・岩手県
4万円	東京

4 事実調査等

弁護士照会	手数料 5,000 円 + 実費
戸籍類・登記簿類取得	手数料 1,000 円 + 実費

いずれも1件につき。

以上

報酬基準(民事事件)

通常事件

(1) 着手金(単位万円 税抜)

経済的利益の額	①訴訟	②調停
～100	10～15	10～15
100超～500	15～40	15～30
500超～1000	30～50	25～40
1000超～5000	50～100	40～80
5000超	100～	40～80

ア 調停から訴訟移行する場合は、調停の業務遂行状況に基づいて、5万円～15万円の範囲で追加着手金を請求します。

イ 欠席判決等争いが見込まれない事件は、30万円を上限とします。

ウ 経済的利益が算定不能の場合は、800万円を経済的利益とします。

(2) 報酬金

得られた利益の10%とします。

ア 得られた利益とは、請求者側の場合、判決で給付が命じられた額または調停・和解等で給付が約束されたものをいいます。回収の有無を問いません。義務者側の場合は、給付を免れた額(利益)をいいます。

イ 但し、3000万円を超え1億円までの部分は7%、1億円を超える部分は5%とします。

ウ 分割弁済金の回収確認を依頼される場合は、報酬金に加え、振込1回につき管理料1000円をいただきます。

エ 長期の分割払いをお客様が受取りになるときは、2年分を基礎とした報酬を解決時にいただきます。

労働審判事件

着手金及び報酬金それぞれについて、以下の金額とします。

- ア 労働者側の場合、20万円～40万円
ただし、残業代計算を伴う場合は、30万円以上
- イ 使用者側の場合、30万円～50万円
ただし、残業代計算を伴う場合は、40万円以上

建物明渡事件

ア 着手金及び報酬金をそれぞれ以下のとおりとします(単位万円 税抜)。

月額賃料	①訴訟	②交渉・調停
～5	15～25	15～20
5超～10	20～40	20～30
10超～	30～50	25～40

金額は、事案の概要(明渡理由、争点の内容等)により決定します。

イ 立退料と報酬金

立退料の増減額の10%を報酬金としていただきます。

境界確定事件

着手金及び報酬金をそれぞれ30万円～50万円の範囲内とします。

民事訴外事務

(1) 純粋交渉案件

ア 着手金(単位万円 税抜)

経済的利益の額	金額
～100	10～15
100超～500	15～30
500超～1000	25～40
1000超～5000	40～80
5000超	40～80

- ・ 交渉から訴訟移行する場合は、交渉業務の遂行状況に基づいて、追加着手金を5万円～15万円の範囲で決定いたします。
- ・ 経済的利益が算定不能の場合は、800万円を経済的利益とします。
- ・ 金額に争いのない債権回収交渉、請求書の発送のみの業務については、別途着手金を定めます。

イ 報酬金

得られた利益の10%とします。

- ・ 得られた利益とは、請求者側の場合、判決で給付が命じられた額または調停・和解等で給付が約束されたものをいいます。回収の有無を問いません。義務者側の場合は、給付を免れた額（利益）をいいます。
- ・ 但し、3000万円を超え1億円までの部分は7%、1億円を超える部分は5%とします。
- ・ 分割弁済金の回収確認を依頼される場合は、報酬金に加え、振込1回につき管理料1000円をいただきます。
- ・ 長期の分割払いをお客様が受取りになるときは、2年分を基礎とした報酬を解決時にいただきます。

(2) 契約書作成・チェック

タイムチャージ（1時間2万円）で算定します。上限は原則として15万円です。特殊な内容につきましては、協議して決めさせていただきます。

民事特殊事件

(1) 保全事件

ア 無審尋事件(仮差押・仮処分)

15万円～20万円

イ 審尋事件

20万円以上

業務の内容に応じて決定いたします。

(2) 執行事件

10万円～20万円

動産先取特権に基づく物上代位など、非定型のものは別途協議とします。

(3) 支払督促

10万円～20万円

以上

報酬基準(家事事件)

離婚関係事件

(1) 離婚のみ

	着手金	報酬金
交渉・調停から	20万円	20万円
訴訟から	20万円	20万円

調停受任後、訴訟移行した場合は、原則として着手金10万円とします。

(2) 親権・慰謝料・財産分与の争点を含む場合

	着手金	報酬金
交渉・調停から	30万円～60万円	30万円～60万円
訴訟から	30万円～60万円	30万円～60万円

争点の難易度に応じて算定いたします。

調停受任後、訴訟移行した場合は、事案の概要に基づいて、追加着手金を10万円～30万円の範囲内で決定いたします。

(3) 保護命令申立、婚姻費用分担申立

着手金のみ20万円とする。

相続放棄

基本50,000円(法定単純承認該当性に関する相談料を含む)

ア 相続人調査を要する場合

以下の費用を加算します。

30,000円+取寄せ書類の通数×1,000円+取寄せ実費

イ 同一の被相続人について放棄する相続人が複数いる場合

1名当たり30,000円を加算します。

ウ 熟慮期間(3か月)経過後の相続放棄

上記に 50,000 円を加算します。

遺産分割交渉・調停・審判事件

着手金 20万円～50万円

報酬 取得できた遺産額の5%～10% (上限100万円)

※ 遺産の評価額、相続人の人数、争点の難易度に応じて調整します。

※ 相続人調査を要する場合は、以下の費用を加算します。

30,000円 + 取寄せ書類の通数 × 1,000円 + 取寄せ実費

遺言作成

定型的なもの 50,000円

非定型的なもの 100,000円 + 遺産評価額の0.5%

※公正証書遺言の場合は公証人費用、立会日当が加算されます。

成年後見申立

10万円～20万円

別途実費が必要な場合があります。

子の氏の変更

4万円

以上

報酬基準(刑事事件)

自白事件

起訴前・起訴後弁護 それぞれ着手金 30万円

否認事件・裁判員裁判事件

- (1) 着手金 30万円以上
- (2) 報酬金 事案の概要, 依頼者の意向を踏まえ協議の上決定します。

その他

- (1) 接見日当 仙台市外の場合は日当が発生します。
- (2) 保釈・勾留取消・勾留延長却下 5万円～10万円

刑事告訴

手数料として 20万円～50万円

- ※ 証拠収集, 告訴の内容に応じて金額を決定します。
- ※ 仙台市外の警察署への出頭の場合は, 別途日当が発生する場合があります。

以上

報酬基準(倒産事件)

破産申立事件

(1) 自然人の自己破産

25万円～30万円

※ 裁判所予納金及び引継予納金は別途となります。

(2) 法人の自己破産

簡易管財事案 30万円～50万円

通常管財事案 50万円～100万円

※ 裁判所予納金及び引継予納金は別途となります。

※ 債権者数50社以上又は財団300万円の中型・大型事件は別途協議して決定いたします。

任意整理事件

(1) 着手金

ア 一般 1社当り2万5000円

時効援用通知を内容証明郵便で発送した場合も同じ。

イ ヤミ金への電話掛け 1社当り1万円

(2) 報酬

過払金返還については、示談交渉による場合は返還額の15%、訴訟による場合は返還額の20%。

個人民事再生事件

300,000円(履行可能性テストを兼ねて分割払い可)

※ 裁判所予納金は別途となります。

以上